別表１

調定番号の設定例

一般家屋　**太字**はコードを固定するもの

例-1

○住居表示で番・号が決定しているもの（一般のもの）

○北区南扇町６番28号（１件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	1	A	4	9	0	0	6	0	2	8	0	0	1	0

○北区南扇町６番28号（２件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	1	A	4	9	0	0	6	0	2	8	0	0	2	0

例-2

○木造・簡易耐火等の公営住宅で住宅番号を住居表示にしているもの（集会所等は、号コードについては住宅の棟番号。サブコードについては12桁目に「８」を設定。）

○東淀川区東中島３丁目16番１－44号(１棟－住宅番号44号)

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	6	3	1	6	0	0	1	0	4	4	0

○東淀川区東中島３丁目16番１号棟の集会所

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	6	3	1	6	0	0	1	8	0	1	0

例-3

○地下街

（番コードは、オールゼロとする。）

○北区梅田３丁目大阪駅前地下街７－11号（１件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	1	A	1	2	4	0	0	0	0	7	0	0	1	0

○北区梅田３丁目大阪駅前地下街７－11号（２件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	1	A	1	2	4	0	0	0	0	7	0	0	2	0

例-4

○踏切、遊園地、臨時用等

（号コードは、オールゼロ。サブコードは、12桁目に「５」を設定。）

○東淀川区南江口２丁目６番（１件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	8	2	0	6	0	0	0	5	0	1	0

○東淀川区南江口２丁目６番（２件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	8	2	0	6	0	0	0	5	0	2	0

例-5

○本市関係（水道局関係含む。）

（号コードは、オールゼロ。サブコードは、12桁目に「６」を設定。）

○福島区福島４丁目１番公園（１件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	0	E	1	5	4	0	1	0	0	0	6	0	1	0

○福島区福島４丁目１番公園（２件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	0	E	1	5	4	0	1	0	0	0	6	0	2	0

例-6

○公設消火栓からの臨時給水（本市関係を除く。）

（号コードは、オールゼロ。サブコードは、12桁目に「７」を設定。）

○北区堂島浜１丁目１番

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	1	A	3	4	1	0	1	0	0	0	7	0	1	0

別表２

調定番号の設定例

中高層住宅　**太字**はコードを固定するもの

例-7

○棟番号・部屋番号を住居表示にしている中高層住宅（一般のもの）

○東淀川区豊里２丁目１－302号（棟番号　部屋番号）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	3	2	0	1	**5**	0	1	0	3	0	2

例-8

○基礎番号・部屋番号を住居表示にしている中高層住宅

○東淀川区瑞光４丁目１１番32－101号（基礎番号　部屋番号）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	1	9	4	1	1	**5**	3	2	0	1	0	1

例-9

○英字の棟番号を住居表示にしている中高層住宅（英字を数字に読み替えて設定）

読　替　表

棟番号	A	B	C	D	E	F	以下、順を追って読替する。
読み替え	51	52	53	54	55	56	

○港区港晴２丁目１番Ａ－201号（棟番号　部屋番号）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6	0	T	5	6	2	0	1	**5**	5	1	0	2	0	1

○港区港晴２丁目２番Ｆ－201号（棟番号　部屋番号）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6	0	T	5	6	2	0	2	**5**	5	6	0	2	0	1

例-10

○差額・散水栓・集会所の付属施設（親メータを通過していないものを含む。）

（号コードは、当該住宅の号又は大きい棟番号。12桁目に「８」を設定し、13～15桁目は、差額分についてはオールゼロ、散水栓等については、14桁目に「１」から設定。

○東淀川区東淡路３丁目５番大きい棟番号４（差額分）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	5	3	0	5	**5**	0	4	**8**	0	0	0

○東淀川区東淡路３丁目５番大きい棟番号４（散水栓）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	5	3	0	5	**5**	0	4	**8**	0	1	0

例-11

○中高層住宅の親メータを通過している店舗（号コードは、当該住宅の付属施設と同じ。サブコードは、付属施設の次の番号とする。）

○東淀川区東淡路３丁目５番（例－10の店舗部分）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	0	C	2	5	3	0	5	**5**	0	4	**8**	0	2	0

例-12

○中高層住宅の親メータを通過していない店舗

・各店舗に本市メータを設置している場合（各コードは、９桁目に「５」を設定。サブコードは、部屋番号とし、英字は活用しない。）

○福島区大開町４丁目１番11－101号（棟番号　部屋番号）

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	0	E	1	1	4	0	1	**5**	1	1	0	1	0	1

○阿倍野区王子町４丁目１番１－Ｓ４号

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
8	0	X	1	4	4	0	1	**5**	0	6	0	0	0	1

・店舗を一括し、本市メータを設置している場合（号コードは、９桁目に「５」を設定。サブコードは、店舗の部屋番号の小さい番号で設定。）

○港区弁天２丁目１番大きい棟番号６　店舗の部屋番号１号～５号の分

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6	0	T	6	1	2	0	1	**5**	0	6	0	0	0	1

・中高層住宅とは別に独立した建物の店舗（一般家屋の調定番号設定方法に同じ。）

○此花区伝法６丁目３番20号店舗

事		行	町	名		番		号			サ	ブ		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	0	G	5	0	6	0	3	0	2	0	0	0	1	0

別表３

調定番号の設定例

旧町名区域　**太字**はコードを固定するもの

例-13

○番地が決定しているもの（一般のもの）

（番・号コードは、当該の番地とする。ただし、枝番地を除く。）

○南区河原町２丁目36番地の５（１件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	9	1	4	0	0	0	3	6	0	0	1	0

○南区河原町２丁目36番地の７（２件目）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	9	1	4	0	0	0	3	6	0	0	2	0

例-14

○踏切、遊園地、臨時用等で番地のないもの

（番・号コードは点検順序の前頁又は後頁の番地。サブコードは、12桁目に「５」を設定し、14桁目に「１」を設定。

○東区濃人橋１丁目20番地（13頁の使用者）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	0	7	0	0	0	2	0	5	0	1	0

○東区濃人橋１丁目地先（14頁の使用者）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	0	7	0	0	0	2	0	5	0	1	0

例-15

○本市関係（水道局関係を含む）

（番・号コードは、当該の番地。サブコードは、12桁目に「６」を設定し、14桁目に「１」を設定。

○東区本町１丁目39番地

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	3	6	0	0	0	3	9	6	0	1	0

例-16

○公設消火栓からの臨時給水（本市関係を除く。）

（番・号コードは、当該の番地。サブコードは、12桁目に「７」を設定し、14桁目に「１」を設定。

○東区淡路町２丁目126番地

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	7	2	2	0	0	1	2	6	7	0	1	0

例-17

○中高層住宅の住宅分

（番コードは、当該の番地。号コードは、住宅区分「５」及び棟番号。サブコードは、部屋番号。

○東区内久宝寺町４丁目62番地　部屋番号204

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	4	8	6	2	5	0	0	0	2	0	4

例-18

○中高層住宅の差額分、散水栓、集会所、駐車場等の付属施設

（番・号コードは、当該住宅に同じ。サブコードは、12桁目に「８」を設定。13～15桁目は、差額分についてはオールゼロ、散水栓等については14桁目に「１」から設定。

○東区内久宝寺町４丁目62番地（差額）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	4	8	6	2	5	0	0	8	0	0	0

○東区内久宝寺町４丁目62番地（散水栓）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	4	8	6	2	5	0	0	8	0	1	0

例-19

○中高層住宅の店舗

・中高層住宅の親メータを通過している店舗

（番・号コードは、当該住宅に同じ。サブコードは、12桁目に「８」を設定。14桁目に散水栓等の次の番号を設定。）

○東区内久宝寺町４丁目62番地（親メータ通過の店舗）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	4	8	6	2	5	0	0	8	0	2	0

・中高層住宅の親メータ通過していない店舗

（番・号コードは、当該住宅に同じ。サブコードは、部屋番号。）

○東区竜造寺通53番地　部屋番号３（親メータ未通過の店舗）

事		行	町名			番		号			サブ			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	0	N	8	6	9	5	3	5	0	0	0	0	0	3